

整理番号	計調-法申-37
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局建築指導部建築企画課 (06-6208-9284)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	誘導容積制度に係る認定
概要	建築基準法第68条の4では、地区計画の区域内にある建築物で、当該地区計画の内容に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、区域の特性に応じた容積率の最高限度を適用する旨が規定されています。
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法第68条の4 ・ 大阪市地区計画に係る認定及び許可取扱要綱 ・ 大阪市地区計画に係る認定取扱要綱実施基準（誘導容積型） ・ 大阪市地区計画に係る認定申請（誘導容積型）の手続き要領 （上記要綱・要綱実施基準等については、計画調整局 建築指導部 建築企画課 窓口にて設置）
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建築物の配置は、当該地区計画の主旨に基づいたものであること。 ■ 建築物の計画は、当該地区計画の方針及び地区整備計画かつ当該地区計画の建築物の制限に関する条例に適合すること ■ 建築物を当該都市計画道路予定線まで後退したことにより生み出された空地には、建築物及びその部分（ただし、公衆便所、巡査派出所、公共用歩廊その他これらに類するもので公益上必要なものを除く。）が存しないこと。 <p>上記記載のほか、「大阪市地区計画に係る認定及び許可取扱要綱」、大阪市地区計画に係る認定取扱要綱実施基準（誘導容積型）」を必ずご確認ください。</p>
標準処理期間	60日
経由日数	なし
提出先	計画調整局 建築指導部 建築企画課
提出時期	随時
提出方法	建築企画課及び関係協議先と事前協議を行ったうえ、認定申請書及び添付図書（正副2通）を作成してください。建築企画課窓口で納付書を発行しますので指定金融機関等で手数料を納付し、上記提出先まで提出してください。
手数料	¥27,000
相談窓口	計画調整局 建築指導部 建築企画課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000081958.html
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に建築企画課、関係協議先と協議を行ったうえ、申請を行ってください。